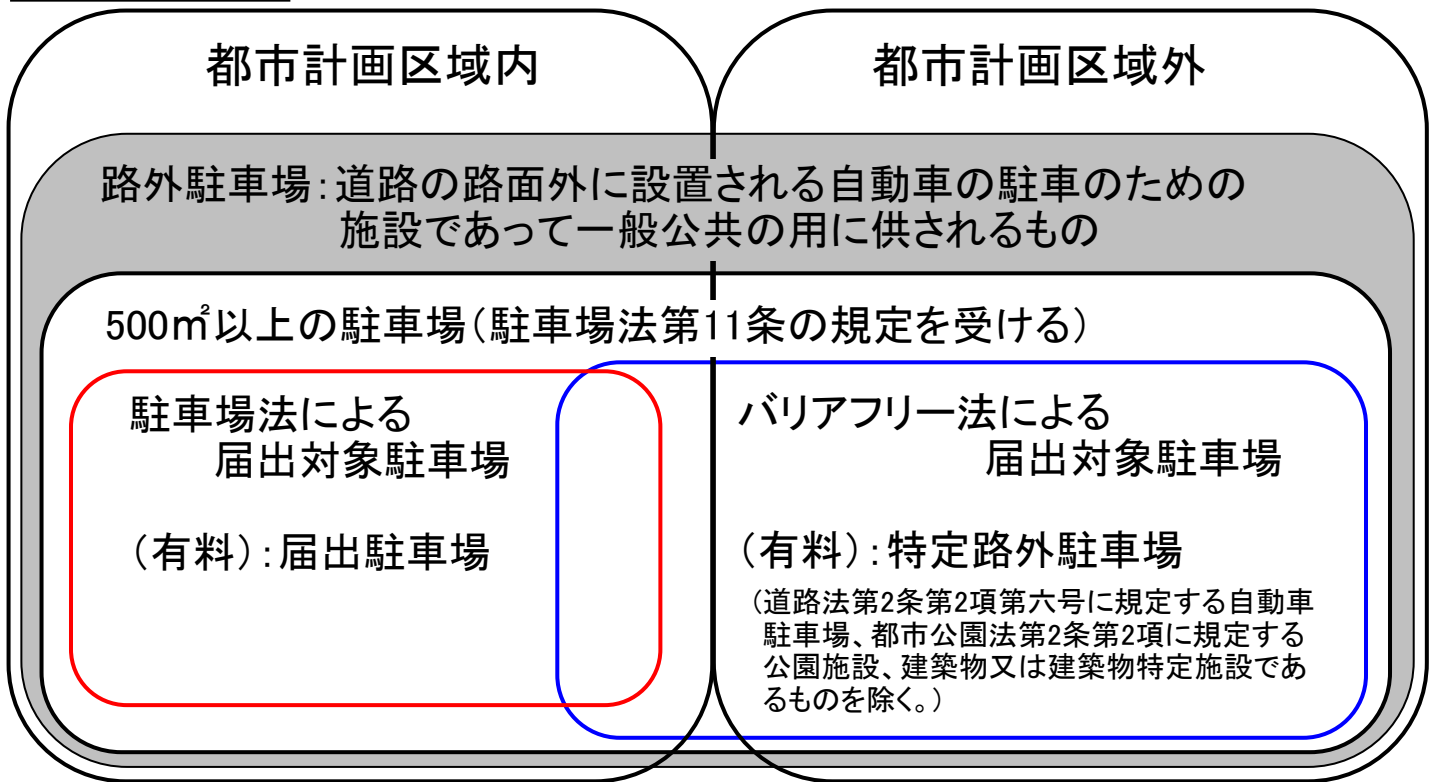
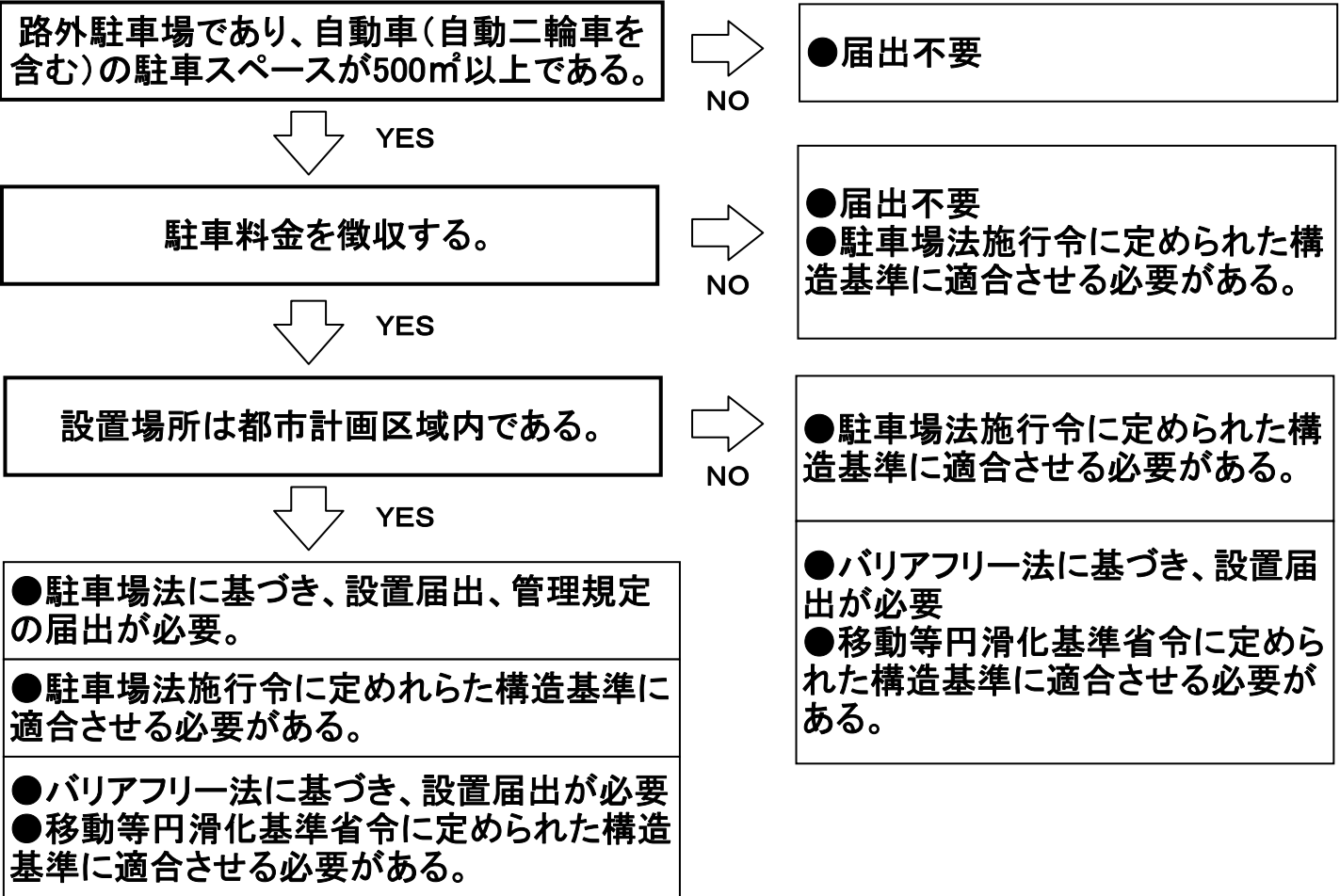


駐車場について



駐車場の届出について



路外駐車場であり、自動車(自動二輪車を含む)の駐車スペースが500㎡以上である。

➡ NO

●届出不要

↓ YES

駐車料金を徴収する。

➡ NO

●届出不要
●駐車場法施行令に定められた構造基準に適合させる必要がある。

↓ YES

設置場所は都市計画区域内である。

➡ NO

●駐車場法施行令に定められた構造基準に適合させる必要がある。

↓ YES

●駐車場法に基づき、設置届出、管理規定の届出が必要。

●駐車場法施行令に定められた構造基準に適合させる必要がある。

●バリアフリー法に基づき、設置届出が必要
●移動等円滑化基準省令に定められた構造基準に適合させる必要がある。

●バリアフリー法に基づき、設置届出が必要
●移動等円滑化基準省令に定められた構造基準に適合させる必要がある。